議案第７８号

羽生市火災予防条例の一部を改正する条例

羽生市火災予防条例（昭和３６年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（液体燃料を使用する器具） 第１８条　（略） ２　（略） ３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	（液体燃料を使用する器具） 第１８条　（略） ２　（略）
（固体燃料を使用する器具） 第１９条　（略） ２　（略） ３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。	（固体燃料を使用する器具） 第１９条　（略） ２　（略）
（気体燃料を使用する器具） 第２０条　（略） ２　（略） ３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。	（気体燃料を使用する器具） 第２０条　（略） ２　（略）
（電気を熱源とする器具）	（電気を熱源とする器具）

第２１条　（略） ２　（略） ３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。	第２１条　（略） ２　（略）

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子